厚生労働省改善取組計画

(27年度フォローアップ)

	計画策定年月日	平成27年2月25日策定
分野又は業務名		社会保険・労働保険(労働保険)
システム名		電子政府の総合窓口(e-Gov)

I 改善促進手続名等

		平成27年度			26年度	25年度
番号	改善促進手続名	申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率	オンライン利用率	オンライン利用率
1	概算・増加概算・確定保険料申告書	1,761,934	85,915	4.88%	4.45%	3.67%
2	概算保険料の延納の申請	1,761,934	85,915	4.88%	4.45%	3.67%
3	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	347,628	402	0.12%	0.17%	0.12%
4	時間外労働・休日労働に関する協定届	1,449,325	4,102	0.28%	0.16%	0.27%
5	就業規則(変更)届	573,372	5,606	0.98%	1.38%	0.87%
6	健康診断結果報告	152,573	95	0.06%	0.04%	0.03%
7	労働者死傷病報告	116,311	141	0.12%	0.07%	0.06%
8	労働保険の保険関係成立届	393,957	19,389	4.92%	4.30%	2.94%
	合 計	6,557,034	201,565	3.07%		

Ⅱ 評価指標等

項目		項目の説明 (内容、測定方法等)	計画策定時値 (平成24年度)	平成26年度	平成27年年度
オンライ 度	/ン申請に係る利用者の満足	社会保険労務士、事業主等を対象としたアンケート調査(毎年 11月に実施)による測定 満足、概ね満足、普通、やや不満、不満の5段階評価中、満足、概ね満足と回答した者の割合	57%	53%	45%
オンラィ	ン利用率				
	概算·增加概算·確定保険料 申告書		2.84%	4.45%	4.88%
	概算保険料の延納の申請		2.84%	4.45%	4.88%
	1年単位の変形労働時間制 に関する協定届		0.12%	0.17%	0.12%
	時間外労働・休日労働に関 する協定届	「 「一大政手続オンライン化法第10条第1項に基づくオンライン利用	0.24%	0.16%	0.28%
	就業規則(変更)届	の状況の公表	0.83%	1.38%	0.98%
	健康診断結果報告		0.03%	0.04%	0.06%
	労働者死傷病報告		0.00%	0.07%	0.12%
	労働保険の保険関係成立届		1.99%	4.30%	4.92%
事務処:	理時間				
	概算·增加概算·確定保険料 申告書	申請1件あたりの受付から事業主控えの返送までの平均的所 要日数	5.23日 (平成26年1月時	5.06日	4.35日
	概算保険料の延納の申請		点)		
	労働保険の保険関係成立届	申請1件あたりの受付から申請者への労働保険番号の通知までの平均的所要日数	-	8.20日	7.81日
備考					

分	野又は業務名	社会保険・労働保険	
(27	年度フォローアッ プ)	概算・増加概算・確定保険料申告書 / 概算保険料の延納の	申請
4	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
	レライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求め ていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士等が電子申請による労働保険関係手続の提出代行を行う場合に、 事業主による記名、押印がなされた提出代行の同意書を添付した場合には、事業主 の電子証明書を省略できることとした。【実施時期】平成23年2月	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	・e-Govシステムのトップ画面上に労働保険関係手続に関する電子申請利用マニュアルを掲載しオンライン申請等の周知をしている。 ・電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月 ・厚生労働省ホームページ上に、電子申請の事前準備の手順を示したリーフレットおよびガイドブックを掲載し、周知している。【実施時期】平成28年5月~ ・厚生労働省ホームページ上に、電子申請手続きに係るよくある質問とその回答を掲載した。【実施時期】平成28年9月	
	レライン申請等 る処理の見直し	都道府県労働局に対して電子申請の迅速かつ適正な事務処理を実施するよう指示している【実施時期】 平成22年10月~。さらに、毎年度、電子申請の迅速処理の徹底について指示しているところであり、27年度においても都道府県労働局に通知により迅速処理を促している。【実施時期】平成28年2月~	
3シ の向	ステムの利便性 上	・・年度更新申告書において、アクセスコードを入力することで、前年度の申告情報を申告書に反映させることとしている。【実施時期】平成17年2月~また、事業主等への申請書控えの発行について、発行依頼を不要とし、すべての手続きについて控えを発行することとしている。【実施時期】平成25年6月~・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と連携して行っている。【実施時期】平成26年度~	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合 でも手数料負担を求めて いない。
5普	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6₹0	の他		

分野又は業務名		社会保険•労働保険	
(27	年度フォローアッ プ)	1年単位の変形労働時間制に関する協定届	
4	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の 負担 <u>軽減</u>			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。 【実施時期】平成26年度~	
	請等の周知方	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
	ノライン申請等 る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3シ の向	ステムの利便性 上	該当なし	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合で も手数料負担を求めていない。
5 普 》	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	の他		

分野又は業務名		社会保険•労働保険	
(274	∓度フォローアッ プ)	時間外労働・休日労働に関する協定届	
4	文善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の 負担 <u>軽減</u>			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を 委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。 【実施時期】 平成26年度~	
	請等の周知方	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
	ノライン申請等 る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3シス の向	ステムの利便性 上	該当なし	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合で も手数料負担を求めていな い。
5普》	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分野又は業務名		社会保険-労働保険	
(27:	年度フォローアッ プ)	就業規則(変更)届	
2	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の 負担軽減			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、使用者の電子署名を 委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。 【実施時期】平成26年度~	
	(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
	ンライン申請等 る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3シ の向	ステムの利便性 上	該当なし	
4経 ブの	済的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合でも手数料負担を求めていない。
5 普 .	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6 ₹ (の他		

分	野又は業務名	社会保険•労働保険	
(274	年度フォローアッ プ)	健康診断結果報告	
4	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の 負担 <u>軽減</u>			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業者の電子署名を 委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。 【実施時期】 平成26年度~	
	請等の周知方	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
	ノライン申請等 る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3シス の向	ステムの利便性 上	該当なし	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合で も手数料負担を求めていな い。
5普》	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分野又は業務名		社会保険•労働保険	
(274	年度フォローアッ プ)	労働者死傷病報告	
4	坟善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の 負担 <u>軽減</u>			
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合、事業者の電子署名を 委任状の添付に代えることにより省略することとし、省令改正等必要な手続を進める。 【実施時期】 平成26年度~	
	請等の周知方	厚生労働省HPにおいて、「時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)を例としたe-Gov電子申請システム利用マニュアル」を掲載し、オンライン申請等の周知を行っている。	
	ノライン申請等 る処理の見直し	社会保険労務士がオンラインを利用して代理申請を行う場合に、使用者の電子署名を委任状の添付に代えることにより省略することとなった際には、職員に対し、オンライン申請の処理マニュアルを改めて配布し、オンライン処理の短縮化を図る。	
3シス の向	ステムの利便性 上	該当なし	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合で も手数料負担を求めていな い。
5普》	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	D他		

分野又は業務名		社会保険・労働保険	
(27	年度フォローアッ プ)	労働保険の保険関係成立届	
4	女善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1才) 負担	ノライン手続の 軽減		
	(1)添付書類の 見直し	該当なし	現在でも添付書類を求めていない。
	(2)本人確認方 法の見直し	社会保険労務士等が電子申請による労働保険関係手続の提出代行を行う場合に、事業主による記名、押印がなされた提出代行の同意書を添付した場合には、事業主の電子証明書を省略できることとした。【実施時期】平成23年2月	
	(3)オンライン申 請等の周知方 法の見直し	・e-Govシステムのトップ画面上に労働保険関係手続に関する電子申請利用マニュアルを掲載しオンライン申請等の周知をしている。 ・電子申請利用マニュアルについて、申請時の留意点をわかりやすく記載する等、スムーズな申請が可能となるよう見直し、e-Gov等に掲載した。【実施時期】平成27年3月・厚生労働省ホームページ上に、電子申請の事前準備の手順を示したリーフレットおよびガイドブックを掲載し、周知している。【実施時期】平成28年5月~・厚生労働省ホームページ上に、電子申請手続きに係るよくある質問とその回答を掲載した。【実施時期】平成28年9月	
	ノライン申請等に 処理の見直し	都道府県労働局に対して電子申請の迅速かつ適正な事務処理を実施するよう指示している【実施時期】 平成22年10月~。さらに、毎年度、電子申請の迅速処理の徹底について指示しているところであり、27年度においても都道府県労働局に通知により迅速処理を促している。【実施時期】平成28年2月	
3シス の向	ステムの利便性 上	・事業主等への申請書控えの発行について、発行依頼を不要とし、すべての手続きについて控えを発行することとしている。【実施時期】 平成25年6月~・e-Gov外部連携APIの仕様が公開されたことを踏まえ、電子申請の利便性を高めるための取組を、e-Gov側と連携して行っている。【実施時期】 平成26年度~	
4経 ブの	斉的インセンティ 活用	該当なし	電子申請によらない場合でも 手数料負担を求めていない。
5 普 》	及啓発等	・平成22年度から毎年度、都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請の利用促進・勧奨を行っている。また、広報誌等を活用して電子申請のメリット等の情報を発信している。 ・積極的に大規模な事業所等を個別に訪問し、利用勧奨を実施している。また、課題の把握を行うとともに対応の検討を進めている。【実施時期】 平成26年度~	
6 7 0	か他		